



## 中国個人所得稅政策の更なる最適化

### 概要 :

- 国家税務総局は近日、「持分投資経営所得に係る個人所得稅の徵収管理に関する公告」(2021年41号公告)、「年次賞与などに対する個人所得稅優遇政策の継続的な実施に関する公告」(2021年42号公告)及び「外国籍個人に対する補助手当などの個人所得稅関連優遇政策の継続的な実施に関する公告」(2021年43号公告)を公布し、個人独資企業及びパートナーシップ企業の個人所得稅の徵収方式、現行の主な個人所得稅優遇政策の継続適用など、社会的に関心の高い問題について、法規定の観点から明確にした。個人所得稅優遇政策の継続により、賃金労働者への普遍的な恩恵及び継続的に起業を奨励する主旨を反映するとともに、稅収徵収管理の更なる規範化を図る。

### 背景



財政部と税務総局は共同して2021年末に中国の個人所得稅に大きな影響を与える下記新政策を公布した。

#### 2021年12月30日

- 2021年41号公告：持分投資<sup>1</sup>を保有する個人独資企業、パートナーシップ企業に対して、**2022年1月1日**から一律に帳簿検査徵収方式を適用して個人所得稅を計算・徵収する。

#### 2021年12月31日

- 2021年42号公告：年次賞与の分離課税及び上場企業の株式インセンティブの分離課税に係る優遇政策の有効期限を、それぞれ**2023年12月31日**、**2022年12月31日**まで延長する。
- 2021年43号公告：外国籍個人の補助手当などに係る優遇政策の実施期間を**2023年12月31日**まで延長する。

### 注目ポイント



- 持分投資経営所得に係る個人所得稅の徵収方式の変化について**

2022年1月1日から、持分投資を保有する個人独資企業、パートナーシップ企業に関しては下記のとおり規定する。

- 一律に帳簿検査徵収方式を適用して個人所得稅を計算・徵収する。
- 持分投資の保有開始日から30日以内に、持分投資の保有に関連する情報を税務機関に自主的に提出する。
- 2022年1月1日以前からすでに持分投資を保有している対象者は、2022年1月30日までに持分投資の保有に関連する情報を税務機関に提出し、その徵収方式を帳簿検査徵収方式に切り替える。

<sup>1</sup>持分、株式、パートナーシップ企業の財産持分などの持分投資を保有することを指す。

▪ 個人所得税に係る主な優遇政策の継続について

今回の個人所得税優遇政策の継続に関する概要を以下にまとめた。

対象となる所得の性質/分類	関連税務処理	有効期限
年次賞与	<p><input type="checkbox"/> 居住者：分離課税（賞与を 12 か月で割った金額に基づき、総合所得月次税率表を適用して計算する）、又は、当期総合所得に合算して納付する。</p> <p><input type="checkbox"/> 非居住者：分離課税（6 か月に按分した金額に基づき、月次税率表を適用して計算する）</p>	2023 年 12 月 31 日
上場企業の株式インセンティブ	<p><input type="checkbox"/> 居住者：分離課税（全額総合所得税率表を適用する）</p> <p><input type="checkbox"/> 非居住者：分離課税（6 か月に按分した金額に基づき、月次税率表を適用して計算する）</p>	2022 年 12 月 31 日
外国籍個人の補助手当	<p><input type="checkbox"/> 条件を満たす前提で、住宅手当、子女教育費、一時帰国費用、語学研修費、引越費用、食事代、クリーニング代などの補助手当の免税優遇政策を適用できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 居住者個人は個人所得税の専項附加控除を選択して享受することもできる。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、上記優遇政策を並行して享受することはできない。</p>	2023 年 12 月 31 日
総合所得の確定申告の免除	<p><input type="checkbox"/> 年間総合所得が 12 万人民元を超えない場合、又は、</p> <p><input type="checkbox"/> 年度確定申告による追徴課税額が 400 人民元を超えない場合</p>	2023 年 12 月 31 日

**KPMGのご提案**



上記個人所得税法規の更新は、納税者の負担を軽減し、中低所得者層の負担を軽減する国の決意を反映する一方で、個人（富裕層を含む）が独資企業やパートナーシップ企業を通じて取得した経営所得に対する税務コンプライアンス管理の強化を図る。企業及び個人は、以下の内容を考慮する必要がある。

- 個人所得税の優遇政策が2022年（上場企業の株式インセンティブ）又は2023年（年次賞与、外国籍個人の補助手当など）まで延長されることを鑑みると、企業及び個人は、上記優遇政策の延長期間が満了する前に、その後の政策動向に留意し、将来の変化に備える必要がある。
- 現行の税務関連政策によると、上場企業の株式インセンティブによる所得には、個人が取得した株式オプション、株式増殖権、制限付株式、株式奨励などが含まれる。企業は、株式インセンティブに関するコンプライアンス要件（税務上の届出など）を満たしていることを確認する必要がある。また、企業が現行の税務政策で明確に規定されていない株式インセンティブを採用している場合、専門家からアドバイスを得て、合理的かつ効果的な税務処理を検討する必要がある。

- 大湾区（グレーターベイエリア）における現行の個人所得税優遇補助政策も2023年末に終了するため、企業及び個人は上記政策の動向に留意し、企業の事業展開の需要を踏まえて、政策終了後の変化について、企業の給与体系及び人材戦略の観点から対応策を検討する必要がある。
- 個人独資企業、パートナーシップ企業の個人投資家は、個人名義の個人独資企業、パートナーシップ企業を確認・整理し、適時に所轄税務機関に報告し、徴収方式の調整からもたらされる影響を評価する必要がある。
- 富裕層は、政策の動向に留意し、個人所得税プランニングに際して、専門家からアドバイスを求め、合理的かつ合法的な範囲内で総合的に考慮する必要がある。

税務関連事項の複雑性及び専門性を勘案し、企業及び個人の方々は、専門性の高いアドバイスやサポートを活用されるよう、何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。KPMGは、引き続き個人所得税に関する政策の変化を注視し、最新の動向を共有して参ります。

個人所得税についてご不明な点がございましたら、何時でも下記までお気軽にお問い合わせください。

## お問合せ先

### 華北地域

#### Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: [ichiro.takabe@kpmg.com](mailto:ichiro.takabe@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3403

#### Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

### 華西・華東地域

#### Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: [ichiro.takabe@kpmg.com](mailto:ichiro.takabe@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3403

#### Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2322

#### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### Mokuta Masakazu 坂田 正和

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198